

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月30日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造
弁護士 岡田 綾子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】** ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
- ()USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約10,292億円)を上限とする。
 - ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
70億オーストラリア・ドル(約6,663億円)を上限とする。
 - ()カナダ・ドル・ポートフォリオ
50億カナダ・ドル(約4,659億円)を上限とする。
 - ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
50億ニュージーランド・ドル(約4,461億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。
- (注2) 米ドル、豪ドル、加ドルおよびNZドルの円貨換算は平成26年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.92円、1豪ドル=95.19円、1加ドル=93.17円および1NZドル=89.22円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年5月30日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、記載事項のうち訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の 重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況(ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。))

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

()USドル・ポートフォリオ

(2014年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	イギリス	256,939,185	10.54
	オーストラリア	194,933,451	8.00
	スウェーデン	159,942,338	6.56
	フィンランド	149,962,766	6.15
	ニュージーランド	149,960,476	6.15
	シンガポール	124,969,829	5.13
	フランス	99,957,244	4.10
	オランダ	60,988,792	2.50
	ノルウェー	39,991,117	1.64
	アメリカ合衆国	29,996,150	1.23
預金証書	オーストラリア	449,811,995	18.45
	イギリス	284,967,840	11.69
	シンガポール	74,992,129	3.08
	アメリカ合衆国	60,000,000	2.46
その他の資産(負債控除後)		300,341,462	12.32
合計 (純資産総額)		2,437,754,774 (約250,723百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) 米ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2014年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.85円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2014年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	483,510,370	22.98
	フランス	408,539,159	19.42
	ドイツ	274,161,609	13.03
	イギリス	171,587,009	8.16
	オランダ	119,817,613	5.69
	ノルウェー	62,666,824	2.98
中期債券	ドイツ	109,606,025	5.21
	オーストラリア	96,115,000	4.57
	フィリピン	13,887,118	0.66
	フランス	12,046,373	0.57
債券	オーストラリア	103,681,714	4.93
	アメリカ合衆国	12,075,708	0.57
その他の資産(負債控除後)		236,216,867	11.23
合計 (純資産総額)		2,103,911,390 (約201,807百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、2014年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=95.92円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2014年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 カナダ・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オランダ	14,988,891	19.51
	フランス	14,985,729	19.51
	オーストラリア	11,998,477	15.62
	ドイツ	9,997,102	13.02
債券	カナダ	7,014,791	9.13
その他の資産(負債控除後)		17,824,727	23.21
合計 (純資産総額)		76,809,716 (約7,242百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) カナダ・ドル(以下「加ドル」という。)の円貨換算は、2014年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1加ドル=94.28円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2014年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ニュージーランド・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	119,747,276	20.52
	ドイツ	104,774,392	17.96
	オーストラリア	74,492,730	12.77
	イギリス	65,780,212	11.27
中期債券	ルクセンブルグ	79,449,504	13.62
	オランダ	5,856,332	1.00
預金証書	オーストラリア	29,723,882	5.09
その他の資産(負債控除後)		103,669,621	17.77
合計 (純資産総額)		583,493,950 (約50,992百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) ニュージーランド・ドル(以下「NZドル」という。)の円貨換算は、2014年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場仲値(1NZドル=87.39円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

(2) 運用実績

純資産の推移

()USドル・ポートフォリオ

2013年8月以降2014年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
2013年8月末日	2,701,182	277,817	1	1
9月末日	2,611,830	268,627	1	1
10月末日	2,633,384	270,844	1	1
11月末日	2,482,916	255,368	1	1
12月末日	2,409,187	247,785	1	1
2014年1月末日	2,491,108	256,210	1	1
2月末日	2,489,231	256,017	1	1
3月末日	2,420,193	248,917	1	1
4月末日	2,417,850	248,676	1	1
5月末日	2,410,481	247,918	1	1
6月末日	2,404,419	247,294	1	1
7月末日	2,437,755	250,723	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2013年8月以降2014年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
2013年8月末日	2,253,899	216,194	1	1
9月末日	2,221,158	213,053	1	1
10月末日	2,123,490	203,685	1	1
11月末日	2,049,601	196,598	1	1
12月末日	2,101,510	201,577	1	1
2014年1月末日	2,101,372	201,564	1	1
2月末日	2,128,526	204,168	1	1
3月末日	2,099,118	201,347	1	1
4月末日	2,041,004	195,773	1	1
5月末日	2,091,100	200,578	1	1
6月末日	2,088,678	200,346	1	1
7月末日	2,103,911	201,807	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

2013年8月以降2014年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
2013年8月末日	73,515	6,931	1	1
9月末日	72,067	6,794	1	1
10月末日	72,418	6,828	1	1
11月末日	72,143	6,802	1	1
12月末日	71,369	6,729	1	1
2014年1月末日	73,603	6,939	1	1
2月末日	72,733	6,857	1	1
3月末日	72,909	6,874	1	1
4月末日	76,917	7,252	1	1
5月末日	76,872	7,247	1	1
6月末日	76,535	7,216	1	1
7月末日	76,810	7,242	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2013年8月以降2014年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
2013年8月末日	783,796	68,496	1	1
9月末日	757,785	66,223	1	1
10月末日	723,524	63,229	1	1
11月末日	702,097	61,356	1	1
12月末日	676,315	59,103	1	1
2014年1月末日	668,546	58,424	1	1
2月末日	659,027	57,592	1	1
3月末日	619,070	54,101	1	1
4月末日	608,655	53,190	1	1
5月末日	597,900	52,250	1	1
6月末日	581,648	50,830	1	1
7月末日	583,494	50,992	1	1

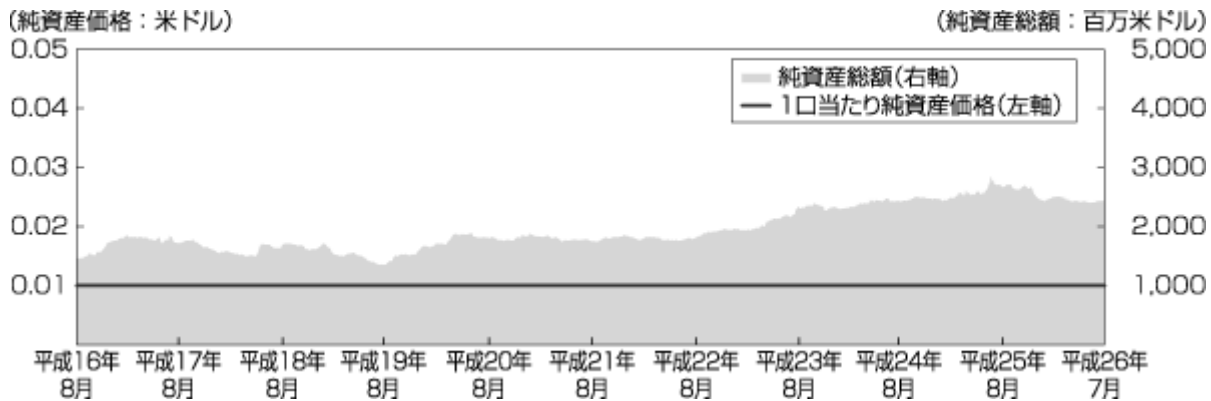
上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

参考情報

純資産の推移

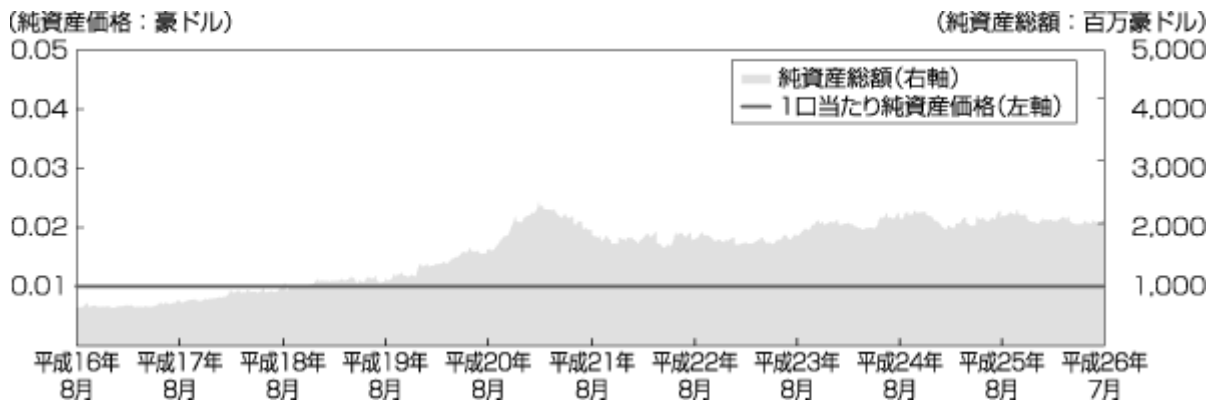
USドル・ポートフォリオ

(平成16年8月1日～平成26年7月末日)



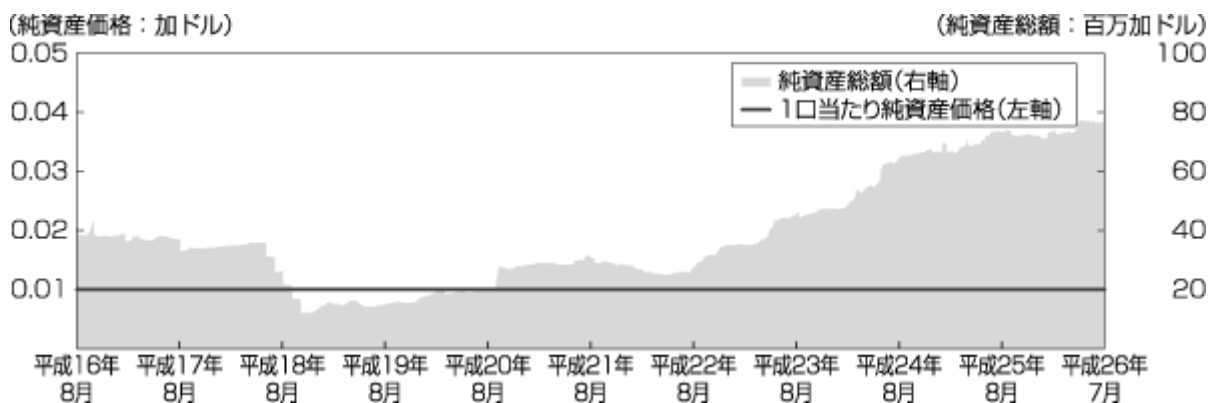
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(平成16年8月1日～平成26年7月末日)



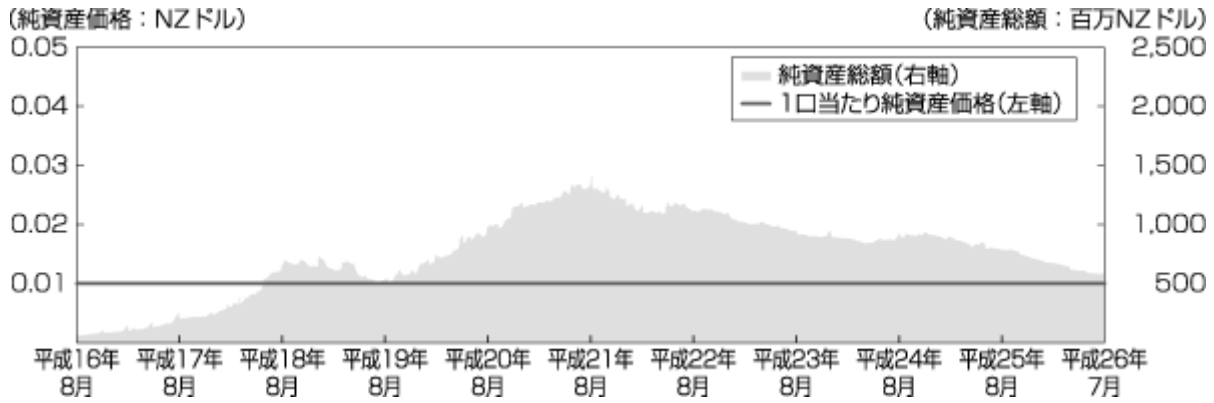
カナダ・ドル・ポートフォリオ

(平成16年8月1日～平成26年7月末日)



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(平成16年8月1日～平成26年7月末日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

分配の推移

()USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2013年8月1日から2014年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000012677米ドル(0.001303829円)であった。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2013年8月1日から2014年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000189117豪ドル(0.018140103円)であった。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2013年8月1日から2014年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000057512加ドル(0.005422231円)であった。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセクブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2013年8月1日から2014年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000210621NZドル(0.018406169円)であった。

収益率の推移

()USドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2013年8月1日～2014年7月31日	0.127%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2014年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2013年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2013年8月1日～2014年7月31日	1.891%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2014年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2013年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2013年8月1日～2014年7月31日	0.575%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2014年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2013年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2013年8月1日～2014年7月31日	2.106%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2014年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2013年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

()USドル・ポートフォリオ

2013年8月1日以降2014年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2014年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
203,530,823,884 (203,530,823,884)	226,094,961,844 (226,094,961,844)	243,774,693,156 (243,750,639,702)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2013年8月1日以降2014年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2014年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
221,595,375,988 (221,595,375,988)	227,770,190,244 (227,770,190,244)	210,380,037,332 (210,366,199,538)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

2013年8月1日以降2014年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2014年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,194,767,833 (2,194,767,833)	1,845,007,601 (1,845,007,601)	7,680,852,375 (7,680,852,375)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2013年8月1日以降2014年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2014年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
21,778,057,179 (21,778,057,179)	41,656,681,394 (41,656,681,394)	58,345,091,710 (58,345,091,710)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

[前へ](#)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. トラストの日本文中の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。トラストの中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項 ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. トラストの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

USドル・ポートフォリオ	=	米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	=	オーストラリア・ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	=	カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	=	ニュージーランド・ドル

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、以下に掲げた各通貨の平成26年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル	=	102.85円
1オーストラリア・ドル	=	95.92円
1カナダ・ドル	=	94.28円
1ニュージーランド・ドル	=	87.39円

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2014年6月30日現在

結合

	注	米ドル(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		4,277,714,730	439,962,960
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	4,282,289,244	440,433,449
現金および預金		659,006,147	67,778,782
未収投資有価証券利息	2.6	9,262,549	952,653
未収預金利息	2.6	133,932	13,775
資産合計		4,950,691,872	509,178,659
負債			
未払分配金	9	4,708,704	484,290
未払代行協会員報酬	5	3,299,240	339,327
未払投資顧問報酬	4	835,920	85,974
未払管理事務代行報酬	7	408,418	42,006
未払保管報酬	6	277,039	28,493
未払公告費		203,992	20,981
未払年次税	8	123,816	12,734
未払管理報酬	3	116,572	11,989
未払弁護士報酬		69,762	7,175
未払専門家報酬		32,144	3,306
負債合計		10,075,607	1,036,276
純資産額		4,940,616,265	508,142,383

(*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2014年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		2,147,884,776	220,909,949
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	2,148,499,987	220,973,224
現金および預金		263,297,322	27,080,130
未収投資有価証券利息	2.6	32,225	3,314
未収預金利息	2.6	1,159	119
資産合計		2,411,830,693	248,056,787
負債			
未払分配金	9	456,208	46,921
未払代行協会員報酬	5	223,421	22,979
未払投資顧問報酬	4	117,737	12,109
未払管理事務代行報酬	7	33,513	3,447
未払保管報酬	6	22,709	2,336
未払公告費		95,621	9,835
未払年次税	8	60,120	6,183
未払管理報酬	3	11,173	1,149
未払弁護士報酬		33,451	3,440
未払専門家報酬		15,251	1,569
負債合計		1,069,204	109,968
純資産額		2,410,761,489	247,946,819
発行済受益証券口数		241,076,148,926口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.03円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2014年6月30日現在

	注	オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	
		オーストラリア・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,775,000,073	170,258,007
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,778,488,850	170,592,650
現金および預金		296,438,617	28,434,392
未収投資有価証券利息	2.6	5,409,383	518,868
未収預金利息	2.6	101,414	9,728
資産合計		2,080,438,264	199,555,638
負債			
未払分配金	9	3,307,722	317,277
未払代行協会員報酬	5	2,546,726	244,282
未払投資顧問報酬	4	558,634	53,584
未払管理事務代行報酬	7	309,657	29,702
未払保管報酬	6	210,057	20,149
未払公告費		86,541	8,301
未払年次税	8	52,291	5,016
未払管理報酬	3	87,046	8,349
未払弁護士報酬		28,856	2,768
未払専門家報酬		13,395	1,285
負債合計		7,200,925	690,713
純資産額		2,073,237,339	198,864,926
発行済受益証券口数		207,323,733,881口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.96円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2014年6月30日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		58,917,533	5,554,745
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	58,951,582	5,557,955
現金および預金		17,471,857	1,647,247
未収投資有価証券利息	2.6	56,310	5,309
未収預金利息	2.6	1,599	151
資産合計		76,481,348	7,210,661
負債			
未払分配金	9	42,211	3,980
未払代行協会員報酬	5	35,554	3,352
未払投資顧問報酬	4	24,889	2,347
未払管理事務代行報酬	7	5,334	503
未払保管報酬	6	3,631	342
未払公告費		2,834	267
未払年次税	8	1,914	180
未払管理報酬	3	1,781	168
未払弁護士報酬		988	93
未払専門家報酬		427	40
負債合計		119,563	11,272
純資産額		76,361,785	7,199,389
発行済受益証券口数		7,636,178,460口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.94円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2014年6月30日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		463,861,447	40,536,852
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	464,601,158	40,601,495
現金および預金		115,067,838	10,055,778
未収投資有価証券利息	2.6	4,679,811	408,969
未収預金利息	2.6	41,076	3,590
資産合計		584,389,883	51,069,832
負債			
未払分配金	9	1,261,179	110,214
未払代行協会員報酬	5	740,867	64,744
未払投資顧問報酬	4	193,962	16,950
未払管理事務代行報酬	7	90,046	7,869
未払保管報酬	6	61,084	5,338
未払公告費		27,838	2,433
未払年次税	8	14,563	1,273
未払管理報酬	3	25,025	2,187
未払弁護士報酬		9,439	825
未払専門家報酬		4,458	390
負債合計		2,428,461	212,223
純資産額		581,961,422	50,857,609
発行済受益証券口数		58,196,142,228口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.87円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[前へ](#)[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

(各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済受益証券口数：				
2012年12月31日	242,446,827,009	199,969,040,612	6,958,219,931	87,951,511,539
2013年12月31日	244,175,610,028	212,445,368,287	7,151,864,008	67,504,750,959
当期発行口数	86,337,945,826	111,061,289,743	1,396,368,941	10,453,378,278
当期買戻し口数	(89,437,406,928)	(116,182,924,149)	(912,054,489)	(19,761,987,009)
2014年6月30日	241,076,148,926	207,323,733,881	7,636,178,460	58,196,142,228
	米ドル	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資産額：				
2012年12月31日	2,424,468,270	1,999,690,406	69,582,199	879,515,115
2013年12月31日	2,441,756,100	2,124,453,683	71,518,640	675,047,510
2014年6月30日	2,410,761,489	2,073,237,339	76,361,785	581,961,422
期末現在1口当たり純資産価格：				
2012年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2013年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2014年6月30日	0.01	0.01	0.01	0.01

[前へ](#)[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2014年6月30日現在

注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2010年法パートIIに基づいて組織されており、2013年法の観点からオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2014年6月30日現在、4つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ

（以下「USドル・ポートフォリオ」という）

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ

（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制およびルクセンブルグにおいて一般に公正と認められるに従って作成されている。

2.2) 純資産計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.9404
カナダ・ドル	0.9362
ニュージーランド・ドル	0.8741

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/損の純変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

注記3から7で詳述されている以下の報酬において、「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、各サブ・ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、()サブ・ファンドの総利益(有価証券の売買損益を含む。)より、()サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

2014年5月30日まで、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有していた(後払い)。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%である。

2014年5月31日以降は、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有している(後払い)。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%に2.50%を乗じた金額である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.02%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.03%である。

注4. 投資顧問報酬

投資顧問会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10%
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

2014年5月30日まで、代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有していた（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.2%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.50%である。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

2014年5月31日以降は、代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.19%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.48%である。対象期間に、日本における販売会社は、代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.02%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%である。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.03%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%である。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型投資信託投資有価証券明細表
2014年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
その他の債務証券					
譲渡性預金証書合計			米ドル	米ドル	%
50,000,000	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 07AUG14	米ドル	49,970,628	49,987,868	2.07
18,000,000	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 14JUL14	米ドル	17,989,087	17,998,321	0.75
25,000,000	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 19SEP14	米ドル	24,984,038	24,985,946	1.04
50,000,000	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 22JUL14	米ドル	49,967,160	49,992,061	2.07
100,000,000	CITIBANK NA LDN CD 0.18 13AUG14	米ドル	100,000,000	100,000,000	4.15
40,000,000	KOREA DEV BANK CD 22AUG14	米ドル	39,986,238	39,987,638	1.66
30,000,000	KOREA DEV BANK NY 0.21 14AUG14 YCD	米ドル	30,000,000	30,000,000	1.24
50,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 16JUL14	米ドル	49,968,423	49,994,448	2.07
55,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 25SEP14	米ドル	54,966,287	54,968,120	2.28
20,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 28AUG14	米ドル	19,987,741	19,992,138	0.83
25,000,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 24JUL14	米ドル	24,984,843	24,996,002	1.04
50,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 07AUG14	米ドル	49,975,734	49,989,977	2.07
50,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 10SEP14	米ドル	49,974,458	49,980,010	2.07
25,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 24JUL14	米ドル	24,987,052	24,996,585	1.04
25,000,000	NORINCHUKIN BANK CD 31JUL14	米ドル	24,987,229	24,995,697	1.04
75,000,000	OVERSEAS CHINESE BANKING CD 18AUG14	米ドル	74,958,898	74,978,574	3.11
100,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 08JUL14	米ドル	99,939,370	99,994,670	4.15
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 16JUL14	米ドル	49,969,684	49,994,670	2.07
譲渡性預金証書合計			837,596,870	837,832,725	34.75
B. コマーシャル・ペーパー			米ドル	米ドル	%
100,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 16JUL14	米ドル	99,956,541	99,992,359	4.15
50,000,000	AKADEMISKA HUS AB CP 03JUL14	米ドル	49,963,596	49,999,105	2.07
20,000,000	AKADEMISKA HUS AB CP 07JUL14	米ドル	19,985,200	19,999,165	0.83
30,000,000	AKADEMISKA HUS AB CP 24SEP14	米ドル	29,982,843	29,985,675	1.24
40,000,000	DNB BANK ASA CP 09SEP14	米ドル	39,972,685	39,984,233	1.66
15,000,000	DNB BANK ASA CP 31JUL14	米ドル	14,993,486	14,997,805	0.62
38,000,000	KIWIBANK LTD CP 14AUG14	米ドル	37,978,648	37,989,556	1.58
50,000,000	KIWIBANK LTD CP 16JUL14	米ドル	49,973,472	49,995,336	2.07
25,000,000	KIWIBANK LTD CP 18SEP14	米ドル	24,986,591	24,988,340	1.04
17,000,000	KIWIBANK LTD CP 25SEP14	米ドル	16,991,787	16,991,787	0.70

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2014年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
その他の債務証券(続き)					
B. コマーシャル・ペーパー(続き)			米ドル	米ドル	%
20,000,000	KIWIBANK LTD CP 27AUG14	米ドル	19,989,272	19,993,237	0.83
30,000,000	KOREA DEV BANK NY CP 22AUG14	米ドル	29,984,075	29,990,725	1.24
80,000,000	NORDEA BANK AB CP 08SEP14	米ドル	79,948,644	79,971,241	3.32
50,000,000	NORDEA BANK AB CP 25JUL14	米ドル	49,979,155	49,994,273	2.07
75,000,000	OVERSEAS CHINESE BANKING CP 27AUG14	米ドル	74,959,772	74,974,639	3.11
50,000,000	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 19AUG14	米ドル	49,982,215	49,985,422	2.07
60,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 15SEP14	米ドル	59,965,553	59,971,783	2.49
25,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 26AUG14	米ドル	24,986,154	24,991,692	1.04
35,000,000	POHJOLA BANK PLC ECP 28AUG14	米ドル	34,981,343	34,987,961	1.45
60,000,000	PRUDENTIAL PLC CP 09SEP14	米ドル	59,959,028	59,976,350	2.49
23,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 18AUG14	米ドル	22,984,958	22,994,056	0.95
50,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 23SEP14	米ドル	49,973,819	49,975,811	2.07
40,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 31JUL14	米ドル	39,972,230	39,992,944	1.66
100,000,000	STANDARD CHARTERED BANK CP 08SEP14	米ドル	99,924,890	99,957,254	4.15
10,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL CP 12SEP14	米ドル	9,993,615	9,994,864	0.41
20,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL CP 13AUG14	米ドル	19,987,774	19,994,137	0.83
9,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL CP 17JUL14	米ドル	8,995,225	8,999,108	0.37
20,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL CP 24SEP14	米ドル	19,987,741	19,988,540	0.83
25,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL CP 29AUG14	米ドル	24,984,843	24,990,006	1.04
13,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL CP 29AUG14	米ドル	12,992,378	12,994,803	0.54
20,050,000	SWEDBANK AB CP 03JUL14	米ドル	20,043,940	20,049,716	0.83
50,000,000	UNILEVER NV CP 07JUL14	米ドル	49,959,366	49,997,669	2.07
11,000,000	UNILEVER NV CP 10SEP14	米ドル	10,993,886	10,995,163	0.46
50,000,000	UNILEVER NV CP 29AUG14	米ドル	49,973,181	49,982,507	2.09
コマーシャル・ペーパー合計			1,310,287,906	1,310,667,262	54.37
その他の債務証券合計			2,147,884,776	2,148,499,987	89.12
投資有価証券合計			2,147,884,776	2,148,499,987	89.12

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

USドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	24.09
		24.09
英国	銀行およびその他の金融機関	17.21
	保険	2.49
	各種貿易会社	4.02
		23.72
スウェーデン	銀行およびその他の金融機関	6.22
	政府機関	4.15
		10.37
ニュージーランド	銀行およびその他の金融機関	6.22
		6.22
シンガポール	銀行およびその他の金融機関	6.22
		6.22
フィンランド	銀行およびその他の金融機関	4.98
		4.98
オランダ	各種消費財	4.60
		4.60
フランス	政府機関	4.15
		4.15
アメリカ合衆国	銀行およびその他の金融機関	2.49
		2.49
ノルウェー	銀行およびその他の金融機関	2.28
		2.28
投資有価証券合計		89.12

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表
2014年6月30日現在
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位：オーストラリア・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. Bonds			豪ドル	豪ドル	%
7,000,000	COMMONWEALTH BK 6.5 14JUL14 TCD	豪ドル	7,037,870	7,010,003	0.34
30,670,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 14JUL14	豪ドル	30,765,004	30,686,478	1.48
54,720,000	NATIONAL AUSTRALIA BK 6.75 16SEP14	豪ドル	55,410,791	55,173,484	2.66
15,000,000	RABOBANK NEDERLAND AU 6.75 03JUL14	豪ドル	15,185,700	15,004,844	0.72
債券合計			108,399,365	107,874,811	5.20
A. 中期債券			豪ドル	豪ドル	%
32,000,000	KFW 6 28AUG14 EMTN	豪ドル	32,384,000	32,162,993	1.55
30,000,000	KFW FRN 10NOV14 MTN	豪ドル	30,018,600	30,017,797	1.45
9,840,000	RABOBANK NED AUST 5.75 28JUL14 EMTN	豪ドル	9,924,132	9,861,222	0.48
14,600,000	WESTP BANKING CORP FRN 18AUG14 MTN	豪ドル	14,647,458	14,618,906	0.71
41,400,000	WESTPAC BANK CORP 7 18AUG14 MTN	豪ドル	41,977,055	41,636,751	2.00
中期債券合計			128,951,245	128,297,669	6.19
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			237,350,610	236,172,480	11.39
II. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー			豪ドル	豪ドル	%
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 06AUG14	豪ドル	49,668,079	49,866,510	2.41
70,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 23SEP14	豪ドル	69,512,371	69,549,473	3.35
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JUL14	豪ドル	49,675,865	49,899,158	2.41
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 03JUL14	豪ドル	49,674,782	49,989,279	2.41
200,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 11SEP14	豪ドル	198,649,624	198,928,504	9.60
100,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 29SEP14	豪ドル	99,308,948	99,331,003	4.79
65,000,000	DNB BANK ASA CP 10JUL14	豪ドル	64,565,866	64,952,293	3.13
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 03SEP14	豪ドル	99,329,855	99,526,528	4.80
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 23JUL14	豪ドル	99,347,069	99,834,973	4.82
100,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 08SEP14	豪ドル	99,312,811	99,488,263	4.80
30,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 10SEP14	豪ドル	29,798,200	29,842,070	1.44
120,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 21AUG14	豪ドル	119,200,969	119,548,374	5.77
130,000,000	NEW SOUTH WALES TR CORP CP 19AUG14	豪ドル	129,148,481	129,537,218	6.25
125,000,000	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 03JUL14	豪ドル	124,183,836	124,973,094	6.03
50,000,000	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 11JUL14	豪ドル	49,673,535	49,960,537	2.41
29,000,000	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 19AUG14	豪ドル	28,808,583	28,895,969	1.39
100,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 13AUG14	豪ドル	99,337,419	99,683,114	4.81
72,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 29SEP14	豪ドル	71,499,661	71,515,630	3.45
7,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 11JUL14	豪ドル	6,953,509	6,994,380	0.32
その他の債務証券合計			1,537,649,463	1,542,316,370	74.39
投資有価証券合計			1,775,000,073	1,778,488,850	85.78

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	18.22
	政府機関	9.83
	地方機関	6.25
	持ち株会社および金融会社	0.34
		34.64
フランス		
	政府機関	20.17
		20.17
ドイツ		
	政府機関	9.62
	銀行およびその他の金融機関	3.00
		12.62
英国		
	銀行およびその他の金融機関	8.26
		8.26
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	5.77
	銀行およびその他の金融機関	1.20
		6.97
ノルウェー		
	銀行およびその他の金融機関	3.12
		3.12
投資有価証券合計		85.78

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2014年6月30日現在

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位：カナダ・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
	債券		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
7,000,000	CANADA HOUSING TST 2.75 15SEP14	カナダ・ドル	7,029,260	7,024,758	9.20
	債券合計		7,029,260	7,024,758	9.20
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			7,029,260	7,024,758	9.20
II. その他の債務証券					
	コマーシャル・ペーパー		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
15,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 03SEP14	カナダ・ドル	14,961,383	14,972,716	19.61
10,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 11AUG14	カナダ・ドル	9,983,929	9,988,934	13.08
15,000,000	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 27AUG14	カナダ・ドル	14,962,145	14,976,136	19.61
12,000,000	NEW SOUTH WALES TR CORP CP 05AUG14	カナダ・ドル	11,980,816	11,989,038	15.70
	コマーシャル・ペーパー合計		51,888,273	51,926,824	68.00
	その他の債務証券合計		51,888,273	51,926,824	68.00
	投資有価証券合計		58,917,533	58,951,582	77.20

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
フランス		
	政府機関	19.61
		19.61
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	19.61
		19.61
オーストラリア		
	地方機関	15.70
		15.70
ドイツ		
	政府機関	13.08
		13.08
カナダ		
	政府機関	9.20
		9.20
投資有価証券合計		77.20

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2014年6月30日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得価額	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
中期債券			ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
4,600,000	BANK NEDERLD GEM 6 07JUL14 EMTN	ニュージーランド・ドル	4,619,872	4,602,244	0.78
79,191,000	EIB 6.50 10SEP14	ニュージーランド・ドル	79,935,421	79,644,959	13.69
5,855,000	RABOBANK NED AUST 5.25 05AUG14 GMTN	ニュージーランド・ドル	5,879,240	5,864,589	1.01
中期債券合計			90,434,533	90,111,792	15.48
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			90,434,533	90,111,792	15.48
II. その他の債務証券					
コマーシャル・ペーパー			ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22AUG14	ニュージーランド・ドル	29,749,719	29,855,816	5.13
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 29AUG14	ニュージーランド・ドル	39,664,122	39,778,542	6.84
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN CP 19AUG14	ニュージーランド・ドル	49,584,373	49,774,117	8.55
45,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 18JUL14	ニュージーランド・ドル	44,877,522	44,926,513	7.72
40,000,000	DNB BANK ASA CP 24JUL14	ニュージーランド・ドル	39,677,548	39,914,958	6.86
50,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 29AUG14	ニュージーランド・ドル	49,590,718	49,730,144	8.55
55,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 16JUL14	ニュージーランド・ドル	54,850,760	54,920,405	9.44
21,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL CP 20AUG14	ニュージーランド・ドル	20,817,523	20,898,844	3.59
45,000,000	TORONTO DOMINION BANK CP 12SEP14	ニュージーランド・ドル	44,614,629	44,690,027	7.67
コマーシャル・ペーパー合計			373,426,914	374,489,366	64.35
その他の債務証券合計			373,426,914	374,489,366	64.35
投資有価証券合計			463,861,447	464,601,158	79.83

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
フランス		
	政府機関	20.52
		20.52
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	17.98
		17.98
ルクセンブルグ		
	国際機関	13.69
		13.69
英国		
	銀行およびその他の金融機関	7.68
	各種貿易会社	3.59
		11.27
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	7.72
		7.72
ノルウェー		
	銀行およびその他の金融機関	6.86
		6.86
オランダ		
	銀行およびその他の金融機関	1.79
		1.79
投資有価証券合計		79.83

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

[前へ](#)

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、2014年3月末日現在、5,446,220ユーロ(約7億5,049万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,756円)で記名株式272,311株を発行済である。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理する投資信託の資産のポートフォリオ管理およびその他の機能を、2010年法およびAIFM法に従いその許容する範囲内で、委任することができる。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)(以下「1915年法」という。)に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。

管理会社は、2010年法第16章に基づき管理会社として、および2013年法第1条第46項に規定された範囲においてオルタナティブ投資ファンド運用者としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の100%子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(2010年法第125-2条に規定された範囲内の)UCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為し、AIFMD別紙第1項に挙げられる行為を実行する。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、トラストの投資管理機能すなわち(a)組入証券運用機能および(b)リスク管理機能に属する義務を委託されている。

管理会社は、トラストの中核管理に責任を負う。管理会社は、一定の運用機能を専門的な業務提供者に委任することを、トラストから許可されている。管理会社は、会社および管理機能ならびに登録・名義書換代行機能をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委任している。

管理会社が管理会社として行為しているその他のルクセンブルグの一般のファンドのリストは、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

2013年法第8.7条の規定により、管理会社は、業務上の過失から生じる潜在的な責任リスクをカバーするために適切な自身の追加資金を保有する。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資運用者として行為する投資運用会社を任命している(以下「投資運用会社」という。)。投資運用会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資運用会社との間の契約は2014年7月17日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2014年7月末日現在、15本の投資信託を運営および管理しており、以下のとおりに分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建： 2,927,967,841米ドル ユーロ建： 14,518,123ユーロ 日本円建： 289,229,911,656円 豪ドル建： 2,130,997,808豪ドル NZドル建： 583,493,950NZドル 加ドル建： 76,809,716カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：3本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：12本

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他ファンドおよび管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成26年 7 月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 137.80円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2014年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、工具および備品	3	49,420	6,810	0	0
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	4	537,977	74,133	248,271	34,212
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の到来するもの		17,541	2,417	0	0
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		2,500	345	0	0
- 現金および預金		6,616,633	911,772	2,227,201	306,908
前払金		63,924	8,809	11,250	1,550
資産合計		7,287,995	1,004,286	2,486,722	342,670
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	750,489	446,220	61,489
- 準備金					
法定準備金	6	44,622	6,149	44,622	6,149
その他の積立金	7	938,870	129,376	1,369,115	188,664
		983,492	135,525	1,413,737	194,813
- 当期損益		227,250	31,315	(430,245)	(59,288)
		6,656,962	917,329	1,429,712	197,014
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	93,657	12,906
- その他の引当金	10.3	115,156	15,868	784,895	108,159
		115,156	15,868	878,552	121,064
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		88,904	12,251	45,000	6,201
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	9	426,973	58,837	133,458	18,391
		515,877	71,088	178,458	24,592
負債合計		7,287,995	1,004,286	2,486,722	342,670

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2014年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	1,077,142	148,430	681,417	93,899
人件費					
給与および賃金		495,659	68,302	0	0
給与および賃金に係る社会保障費		51,741	7,130	0	0
補足年金費用		6,202	855	0	0
その他の社会保障費		46,070	6,348	0	0
		599,672	82,635	0	0
流動資産要素に係る評価調整	4	2,844	392	9,515	1,311
その他の営業費用	10.3	107,739	14,846	829,895	114,360
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		7,629	7,629	0	0
		1,795,026	1,795,026	1,520,827	209,570
法人所得税	8	10,355	1,427	13,150	1,812
当期利益		227,250	31,315	0	0
費用合計		2,032,631	280,097	1,533,977	211,382
収益					
純売上高	10.1	1,331,992	183,548	1,099,616	151,527
その他の営業収益	11	699,479	96,388	2,439	336
その他の利息および財務収益					
その他の利息および類似財務収益		1,160	160	1,677	231
		2,032,631	280,097	1,103,732	152,094
当期損失		0	0	430,245	59,288
収益合計		2,032,631	280,097	1,533,977	211,382

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

オフ・バランスシート

2014年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

注

	注	2014年3月31日		2013年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[前へ](#)[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2014年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125 - 2条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2014年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミアム・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメンツ・トラスト（訳注：原文にはNCS Investment Trustと記載されているが、ザ・NCS・インベストメンツ・トラストは2014年3月7日付で償還されており、2014年3月31日現在存在していない。）および日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの15の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価				期末現在 価値総額	評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分		累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
-家具、付帯設備	0	0	7,264	0	7,264	(208)	7,056
-オフィス設備	0	0	47,483	0	47,483	(5,119)	42,364
	0	0	54,747	0	54,747	(5,327)	49,420

注4．債権

2014年3月31日および2013年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。

これらの債権のクオリティは、将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示している。当期中、これらの流動性の低いファンドに関して行われた追加評価調整合計は、2,844ユーロ（2013年3月31日に終了した年度：9,515ユーロ）にのぼった。

注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2013年3月31日現在残高	446,220	44,622	1,119,065	250,050	1,369,115	(430,245)
損益の繰入額	-	-	(430,245)	-	(430,245)	430,245
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	49,250	(49,250)	-	-
資本金増加	5,000,000	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	227,250
2014年3月31日現在残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250

2013年5月31日に開催された年次株主総会は、2013年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間には配当に利用することはできない。

2009年以前の特別納税引当金による回収可能額は、49,250ユーロにのぼる。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注9．その他の債務

2014年3月31日および2013年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	400,287	80,075
未払販売報酬	26,686	53,383
	<u>426,973</u>	<u>133,458</u>

注10．純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,331,992	1,089,349
受領実績報酬	0	10,267
	<u>1,331,992</u>	<u>1,099,616</u>

10.2 その他の外部費用

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	825,542	562,958
払戻し実績報酬	0	10,267
その他の費用	251,600	108,192
	<u>1,077,142</u>	<u>681,417</u>

2014年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスペリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）のサブ・ファンドから、当該四半期中のかかるサブ・ファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。2014年2月3日、当社は、2014年3月13日付で、すべてのサブ・ファンドおよびファンドを終了させることを決議した。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興・プレミアム・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て) / (円ヘッジあり)、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ、ザ・NCS・インベストメント・トラスト - フラットアイロン・ハイ・グレード・クレジット・ファンドおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2014年2月14日、当社は、2014年3月13日付で、日興アロー・ファンドを終了させることを決議した。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTA Aファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTA Aファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2014年3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払い戻す。例外として、当社は、日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンドおよび日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンドから、当該四半期中のこれらのファンドの平均純資産価額に対して0.36% (2013年5月以降) および0.33% (2013年10月以降) の年次管理報酬を受領する。これらの二つのシリーズ・トラストについて、当社は、投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35% (2013年5月以降) および0.32% (2013年10月以降) の年次報酬を払い戻す。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.3 その他の営業費用

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	45,000	45,000
運用に係る引当金	0	784,895
その他の管理事務費用	62,739	0
	<u>107,739</u>	<u>829,895</u>

2012年6月18日付で、当社ならびに日興オフショア・ファンズおよび日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド(A B Lファンド・シリーズ(以下「当該投資信託」という。))のシリーズ・トラストを終了させることを決議した。

2013年12月24日付で、当社は、当該投資信託の償還を受けて、当座借越額に充当するために、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に対して784,895ユーロ(2013年3月31日現在の運用に係る引当金)を支払った。当座借越額の支払および債務の充当の対価として、当該投資信託の資産および未収金が当社に振り替えられ、その後投資信託の償還が完了した。

同日付で、S M B C日興証券株式会社は、当該投資信託に関して当社によりなされた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に対して支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、当社において、「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」(注11を参照のこと。)として計上されている。

注11．その他の営業収益

	2014年3月31日	2013年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	0	2,439
S N B L（S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社）への業務提供に対する引当金	2,875	0
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	659,618	0
償還済みファンドからの残余额	36,986	0
	<u>699,479</u>	<u>2,439</u>

注12．従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた平均取締役数は、以下のとおりであった。

	2014年3月31日	2013年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

12.2 就業者

当年度中の平均従業員数は、以下のとおりであった。

	2014年3月31日	2013年3月31日
上級管理職	2	0
中間管理職	4	0
従業員	2	0
	<u>8</u>	<u>0</u>

注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

当該シリーズ・トラストの最終純資産価額は2012年10月3日付で計算され、最終償還手取金は2012年10月10日付で支払われた。

S I C A Vにおいては換金が不可能であり、当該換金の可能日が不確実であることから、当社は、シリーズ・トラストの受益者の利益のために、2012年10月3日付でかかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことを決議した。将来のいずれかの時点でかかる資産が換金された場合、当該換金により受領する手取金は、シリーズ・トラストがなお存在しているものとして、2012年7月31日付のシリーズ・トラストの帳簿に登録されているシリーズ・トラストの受益者に対して支払われる予定である。

したがって、かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

2014年4月22日付で、当社は、C S S F（ルクセンブルグ金融監督委員会）より、A I F M Dの認可を受けている。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[前へ](#)

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2014

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014 EUR	March 31, 2013 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	49 420	0
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	537 977	248 271
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		17 541	0
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		2 500	0
- Cash at bank		6 616 633	2 227 201
Prepayments		<u>63 924</u>	<u>11 250</u>
Total assets		<u>7 287 995</u>	<u>2 486 722</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	446 220
- Reserves			
legal reserve	6	44 622	44 622
other reserves	7	<u>938 870</u>	<u>1 369 115</u>
		983 492	1 413 737
- Profit or loss for the financial year		<u>227 250</u>	<u>(430 245)</u>
		6 656 962	1 429 712
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	93 657
- Other provisions	10.3	<u>115 156</u>	<u>784 895</u>
		115 156	878 552
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		88 904	45 000
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>426 973</u>	<u>133 458</u>
		<u>515 877</u>	<u>178 458</u>
Total liabilities		<u>7 287 995</u>	<u>2 486 722</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2014
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
		EUR	EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	1 077 142	681 417
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		495 659	0
<i>Social security on salaries and wages</i>		51 741	0
<i>Supplementary pension costs</i>		6 202	0
<i>Other social costs</i>		<u>46 070</u>	<u>0</u>
		599 672	0
Value adjustments of current assets	4	2 844	9 515
Other operating charges	10.3	107 739	829 895
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>7 629</u>	<u>0</u>
		1 795 026	1 520 827
Income tax	8	<u>10 355</u>	<u>13 150</u>
Profit for the financial year		<u>227 250</u>	<u>0</u>
Total charges		<u>2 032 631</u>	<u>1 533 977</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	1 331 992	1 099 616
Other operating income	11	699 479	2 439
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		1 160	1 677
		<u>2 032 631</u>	<u>1 103 732</u>
Loss for the financial year		<u>0</u>	<u>430 245</u>
Total income		<u>2 032 631</u>	<u>1 533 977</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2014**
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the "Luxembourg Law") of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2014, the Company manages 15 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, , Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****2.1 Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014 (continued)

Note 3 – Movements in fixed assets

	Cost				Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals EUR	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets of which:						
-furniture, fixture and fittings	0	0	7 264	0	(208)	7 056
-office arrangements	0	0	47 483	0	(5 119)	42 364
	0	0	54 747	0	(5 327)	49 420

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2014 and March 31, 2013 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series).

The quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future. The total additional value adjustment made during the year regarding these illiquid funds amounts to EUR 2 844 (year ended March 31, 2013: EUR 9 515).

Note 5 - Subscribed capital

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.00.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2013	446 220	44 622	1 119 065	250 050	1 369 115	(430 245)
Allocation of the result	-	-	(430 245)	-	(430 245)	430 245
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	49 250	(49 250)	-	-
Increase of Capital	5 000 000	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	227 250
Balance at March 31, 2014	5 446 220	44 622	738 070	200 800	938 870	227 250

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2013 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2013.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Available amount resulting from the recovery of Special Tax reserve for the years prior to 2009 corresponds to EUR 49 250.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2014 and March 31, 2013 are analysed as follows:

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Advisory fees payable	400 287	80 075
Distribution fees payable	<u>26 686</u>	<u>53 383</u>
	<u>426 973</u>	<u>133 458</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 Net turnover**

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Management fees received	1 331 992	1 089 349
Performance fees received	<u>0</u>	<u>10 267</u>
	<u>1 331 992</u>	<u>1 099 616</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****10.2 Other external charges**

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	825 542	562 958
Performance fees reimbursed	0	10 267
Other expenses	<u>251 600</u>	<u>108 192</u>
	<u>1 077 142</u>	<u>681 417</u>

The related applicable fee rates as at March 31, 2014 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from the sub-funds of Nikko Skill Investments Trust (Lux), an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September. On February 3, 2014, the Company resolved to terminate all Sub-Funds and the Fund itself with effect on March 13, 2014.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Premier Fund– Nikko Energy Infrastructure, an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds – The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund; Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, The NCS Investments Trust – Flatiron High Grade Credit Fund and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)**

annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. On February 14, 2014, the Company resolved to terminate Nikko Arrow Fund with effect March 13, 2014.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2014. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.50% in total. As exception, the Company receives from Nikko Global Funds – Japanese Bond Fund and Nikko Global Funds – Global Bond Fund, an annual management fee of 0.36% as from May 2013 and 0.33% as from October 2013, of their average net assets during the relevant quarter. For these two series trusts, the Company pays back to the investment manager and the distributor an annual fee rate of 0.35% in total as from May 2013 and 0.32% as from October 2013. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)**

other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.3 Other operating charges

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Director's fees	45 000	45 000
Operating provisions	0	784 895
Other administrative expenses	<u>62 739</u>	<u>0</u>
	<u>107 739</u>	<u>829 895</u>

On the June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds and Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series (the "Funds")).

On December 24, 2013, the Company paid to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. EUR 784 895 (operating provisions as at March 31, 2013) to cover the overdrafts as the liquidation of the Funds. In consideration of the payment of the overdraft and the covering of the liabilities, the assets and any receivable of the Funds were transferred to the Company and the liquidations of the Funds were thereafter completed.

On the same day, SMBC Nikko Securities Inc. paid to the Company Yen 27 985 816 and US\$ 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the Funds. These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" (see note 11).

Note 11 – Other operating income

	March 31, 2014	March 31, 2013
	EUR	EUR
Adjustment tax from previous years	0	2 439
Provision for service provided to SNBL	2 875	0
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	659 618	0
Residual cash from liquidated funds	<u>36 986</u>	<u>0</u>
	<u>699 479</u>	<u>2 439</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The average number of directors having been mandated during the financial year was as follows :

	March 31, 2014	March 31, 2013
Directors	4	4

12.2 Personnel

The average number of persons employed during the financial year was as follows :

	March 31, 2014	March 31, 2013
Senior Management	2	0
Middle Management	4	0
Employees	<u>2</u>	<u>0</u>
	<u>8</u>	<u>0</u>

Note 13 - Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

The final net asset value of such Series Trust was calculated on October 3, 2012 and final liquidation proceeds were paid on October 10, 2012.

On October 3, 2012, the Company resolved that since the SICAV cannot be realised and since there is no certainty as to a possible date for such realisation, this asset will be held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the benefit of the unitholders of the Series Trust. If at any time in the future, this asset is realised, any proceeds received from such realisation will be paid to the unitholders of the Series Trust registered in the books of the Series Trust on July 31, 2012, as if the Series trust were still in existence.

Consequently it has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2014
(continued)**

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.”

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

The company has been granted AIFMD approval from CSSF with effect April 22, 2014.

（２）その他の訂正

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

訂正前

（前 略）

トラストは、ルクセンブルグにおいて設立され、投資信託に関する2010年12月17日法のパート の投資信託としての資格を有する投資信託の公式リストに登録されており、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）の意味する範囲におけるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者として、管理会社を任命した。

訂正後

（前 略）

トラストは、ルクセンブルグにおいて設立され、投資信託に関する2010年12月17日法のパート の投資信託としての資格を有する投資信託の公式リストに登録されており、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）第1条第39項に規定された範囲におけるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者として、管理会社を任命した。

（２）ファンドの沿革

訂正前

（前 略）

2014年5月31日 トラストの約款変更効力発生

訂正後

（前 略）

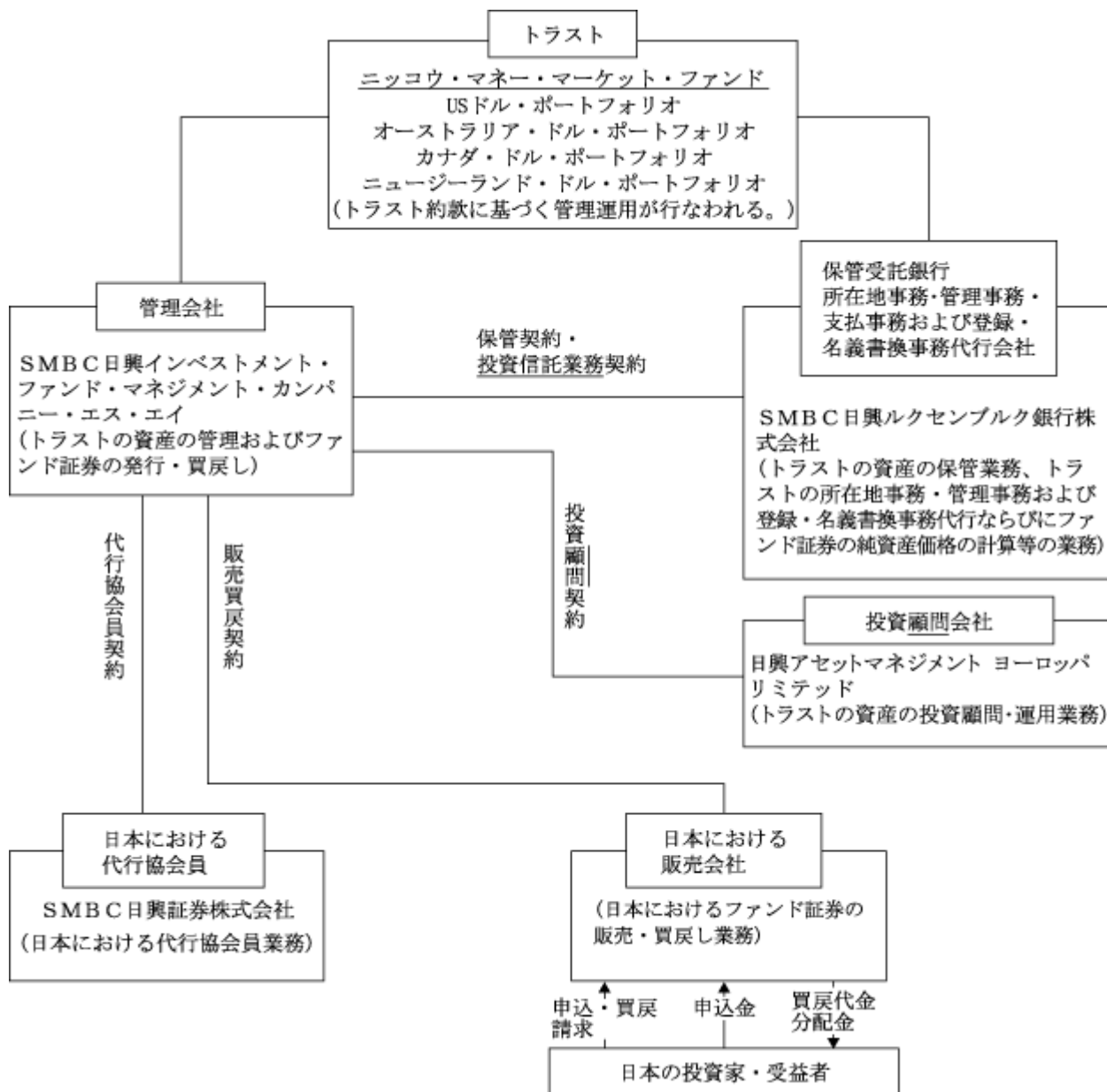
2014年5月31日 トラストの約款変更効力発生

2014年9月30日 トラストの約款変更効力発生

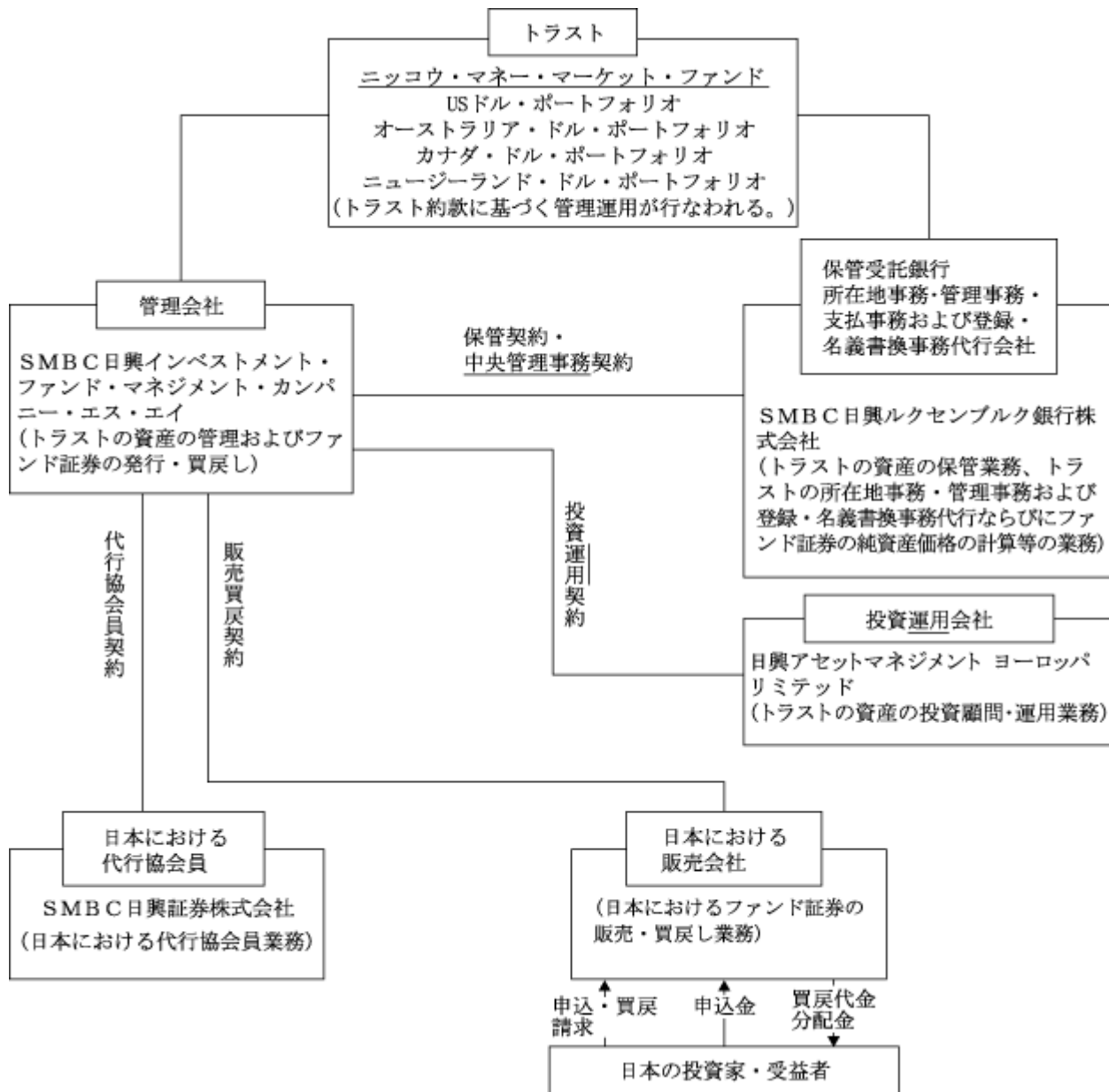
(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み～管理・運用関係～

訂正前

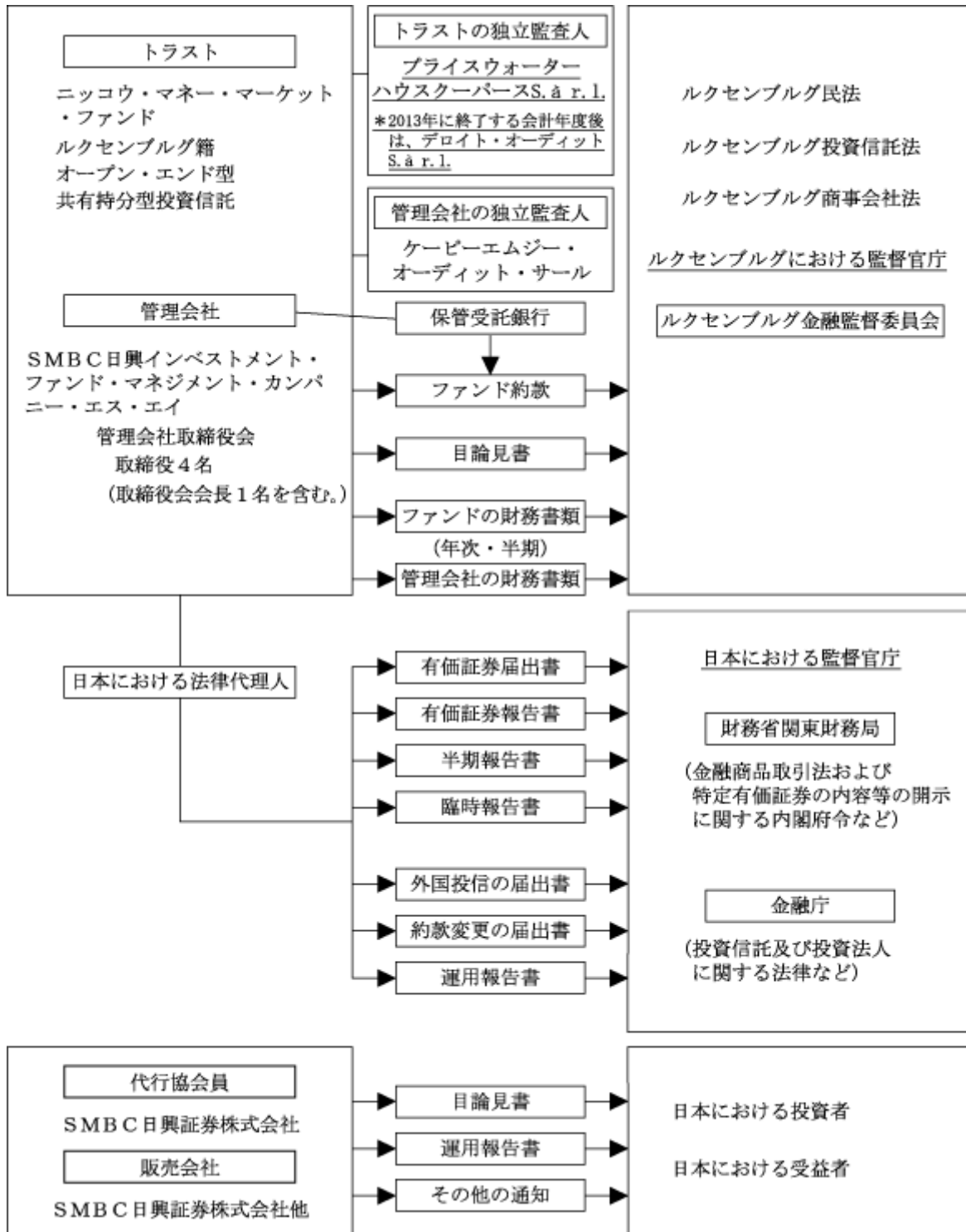


訂正後



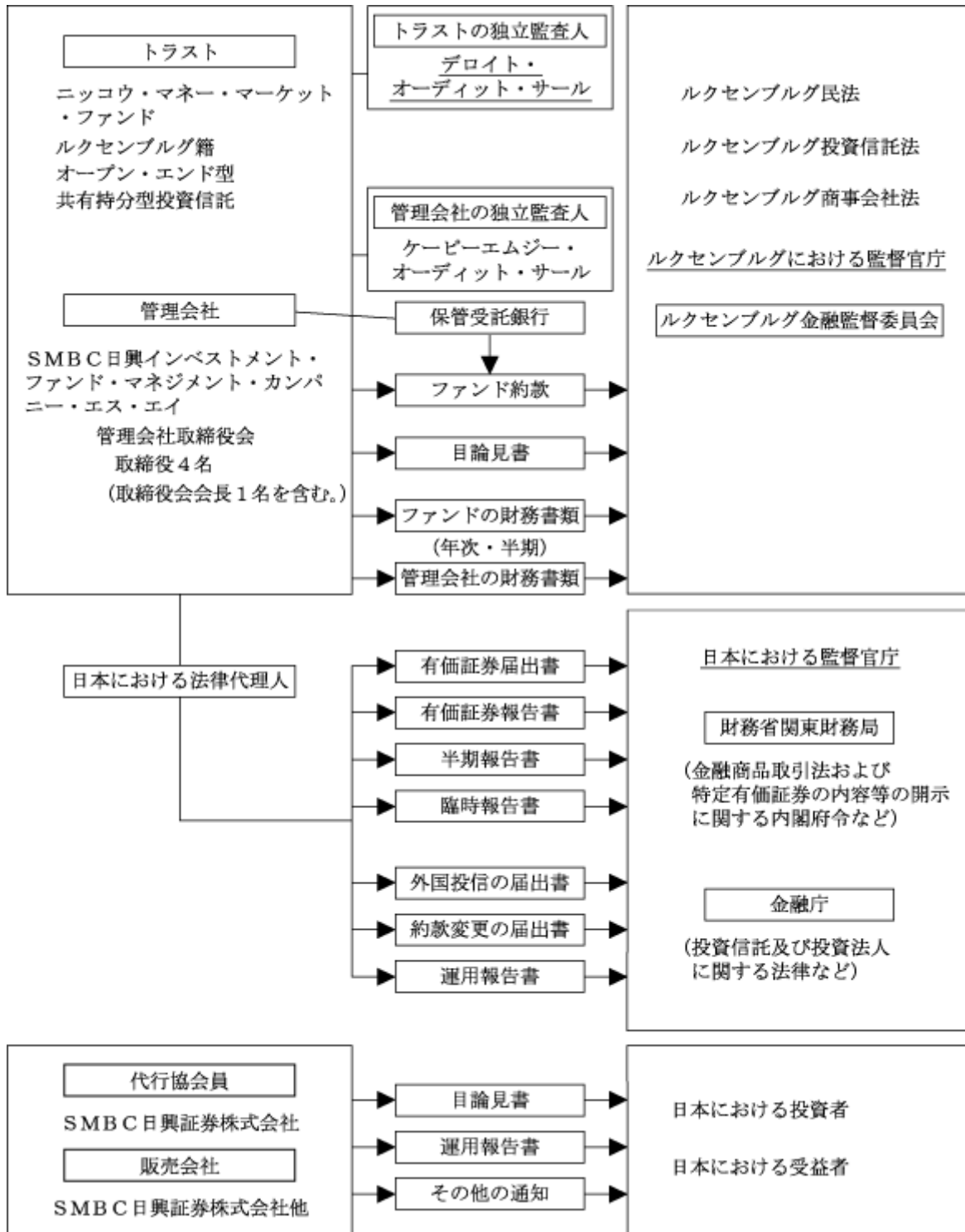
ファンドの仕組み～準拠法・規制法と書類関係～

訂正前



ファンドの仕組み～準拠法・規制法と書類関係～

訂正後



管理会社とトラスとの関係法人との契約関係

訂正前

トラス運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	トラス改正約款(2014年5月31日効力発生)
保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラスの資産の保管業務。(注1) 1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資信託業務契約(注2)に基づく投資信託業務。
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資顧問契約(注3)に基づく、トラスに関する投資顧問業務。

(中略)

(注2) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、トラスの資産の投資、再投資に関して一般的助言を行い、投資方針および投資制限に従ってトラスの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(後略)

訂正後

トラスト運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	トラスト改正約款(2014年9月30日効力発生)
保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラストの資産の保管業務。(注1) 2014年6月30日付管理会社と当会社との間で締結された中央管理事務契約(注2)に基づくファンド証券の登録・名義書換、純資産価格の計算および記録の維持等の業務。
投資運用会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	2014年7月17日付管理会社と当会社との間で締結された投資運用契約(注3)に基づく、トラストに関する投資運用業務。

(中略)

(注2) 中央管理事務契約とは、管理会社によって任命された所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってトラストの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(後略)

(5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

訂正前

(a) 金融監督委員会に対する開示

(前 略)

さらに、第11(6) 「財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければならない。トラストの承認された法定監査人は、2013年に終了する会計年度の監査まではプライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)であり、その後はデロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エル(Deloitte Audit S.à r.l.)である。さらに、ファンドは、1997年6月13日付IML通達97/136(直近では2008年4月17日付CSSF通達08/348により改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査の半期報告書は、管理会社および保管受託銀行のルクセンブルグの事務所において、受益者はこれを入手することができる。これらの報告書は、適用ある場合、ファンド資産のうち、その非流動性により特別なアレンジの対象となる資産の比率、ファンドの流動性の管理に係る新規のアレンジ、ファンドについて利用されるレバレッジの総額およびファンドにより利用されるレバレッジの最大限度(その変更を含む。)ならびに現在のファンドのリスクの特性についての情報を含む。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧ことができ、その写しを入手することができる。各ファンドの受益証券の日々の純資産価格および評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社および保管受託銀行の事務所において公表される。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(メモリアル)に公告され、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

(後 略)

訂正後

(a) 金融監督委員会に対する開示

(前 略)

さらに、第11(6)「財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければならない。トラストの承認された法定監査人は、デロイト・オーディット・サール(Deloitte Audit S.à r.l.)である。さらに、ファンドは、1997年6月13日付IML通達97/136(直近では2008年4月17日付CSSF通達08/348により改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの監査済年次報告書、未監査半期報告書および過去の運用実績は、管理会社、保管受託銀行およびいずれかの支払事務代行会社の登記上の事務所において、受益者は無料でこれを入手することができる。これらの報告書は、適用ある場合、ファンド資産のうち、その非流動性により特別なアレンジの対象となる資産の比率、ファンドの流動性の管理に係る新規のアレンジ、ファンドについて利用されるレバレッジの総額およびファンドにより利用されるレバレッジの最大限度(その変更を含む。)ならびに現在のファンドのリスクの特性についての情報を含む。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。各ファンドの受益証券の日々の純資産価格および評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社および保管受託銀行の事務所において公表される。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(メモリアル)に公告される。

個別の受益者に対する優先的な取扱いは、認められるものではない。受益者の権利は、目論見書および約款に記載されるとおりである。

2013年法により義務付けられ、かつルクセンブルグの目論見書において開示されない限り、2013年法第21条および適用ある規則により要求される情報の一部が、財務書類により、受益者に対して定期的に提供され、重要性の根拠が示された場合または適用ある規則により要求された場合は受益者に対して通知される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

(後 略)

2 投資方針

(1) 投資方針

訂正前

USドル・ポートフォリオ

（中 略）

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

（中 略）

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

（中 略）

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

（中 略）

カナダ・ドル・ポートフォリオ

（中 略）

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

（中 略）

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

（中 略）

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

（中 略）

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

訂正後

USドル・ポートフォリオ

（中 略）

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

（中 略）

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

（中 略）

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

（中 略）

カナダ・ドル・ポートフォリオ

（中 略）

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

（中 略）

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(中 略)

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社がその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社がその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

(中 略)

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

管理会社が決定するファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、金融監督委員会（以下「CSSF」という。）から当該重大な変更に係る承認を受けた後にルクセンブルグの目論見書に組み込まれる。

(3) 運用体制

訂正前

(前 略)

管理会社は、本書に記載された投資目的および投資制限に従って、ファンドの資産の投資および再投資について一般的な助言を得るため、またファンドの資産の日々の運用を確実なものとするため、投資顧問会社をファンドの投資運用者および投資顧問として任命している。

(後 略)

訂正後

(前 略)

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資について、投資運用者として行為するファンドの投資運用会社に、ポートフォリオ運用を委任している。投資運用会社は、ファンドの資産の日々の運用に責任を負う。

(後 略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

訂正前

（前 略）

流動性リスク

流動性監視統制の結果は、ファンドの流動性プロファイルが流動性リスク選好度に則していることを確保するために、四半期毎に開催される管理会社の取締役会会議で検討される。さらに、管理会社は、各ファンドのために、ファンドの投資対象の流動性プロファイルが約款または目論見書に記載される買戻し方針に適合していることを確保する。

流動性リスクは、資産および負債の両側から評価されなければならない。管理会社は、各ファンドの異なる資産クラスのために異なる流動性測定手法を適用する。

取引相手方リスク

（後 略）

訂正後

（前 略）

流動性リスク

特定の有価証券は、最適な時期に最適な価格で売却することが困難または不可能であることがある。これにより、売却価格を引き下げること、代わりに他の有価証券を売却することおよび/または投資機会を見送ることを余儀なくされることがある。これらにより、ファンドの運営またはパフォーマンスに悪影響が生じる可能性がある。

流動性リスクは、資産および負債の両面から評価されなければならない。資産面について、管理会社は、各ファンドの異なる資産クラスのために異なる流動性測定手法を適用する。資産面の流動性リスクは、ある市場において要求される取引の規模内で取引を実行できない場合に生じる。債券について、管理会社は、債券ポートフォリオ取引価額の債券比率として定義される計量により個々の債券の相対的平均流動性を測定する。大半のOTC取引商品について、潜在的な流動性は、取引頻度、平均取引規模、呼び値スプレッドおよびマーケット・メーカーによる約定価格の組み合わせを分析することにより決定される。すべての資産クラスを適切に加重するため、管理会社は、主成分分析を行う。負債面について、管理会社は、要求された際に買戻しによる支払を実行するために関連するファンドの買戻しのレベルを測定する。負債面の流動性リスクは、ファンドが支払要求を満たすのに十分な流動性の高い資産を保有しているかを観測するために当該月の間計測される。平均的な買戻し請求についての過去の情報が入手できない場合（期間中大量の買戻しがなかったファンドの場合）、分析により、当該月中に要求された最高額の買戻しによる支払の流動性をテストする。

流動性監視に加え、管理会社は、ストレステストを行うことにより選定された証券に対するファンドの感応性の評価を試みる。ストレステストは、ファンドの現在のポジションおよび現在の経済環境との一貫性の分析を目指す。ファンドが設立後に買戻しを受けたか否かに応じて、以下のストレステストが行われる。

(1) ファンドが設立以降買戻しを受けていない場合、管理会社は、現在のファンドの純資産価額の5%の仮定的な買戻しによる支払を想定し、ファンドが当該月の流動資産について当該買戻しまたは支払を源泉徴収することができるか否かを確認し、(2) ファンドが設立以降買戻しを受けている場合、管理会社は、当該月の買戻しによる支払を60%増額する。

取引相手方リスク

（後 略）

4 手数料等および税金

(3) 管理報酬等

訂正前

(前 略)

管理報酬、投資顧問報酬および代行協会員報酬

(中 略)

投資顧問会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資顧問報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額をもとに、以下のように計算される。

(中 略)

投資顧問会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

代行協会員は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額の年率0.63%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

2013年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ53,104米ドル、557,347米ドル、1,062,108米ドルであった。

2013年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ211,168豪ドル、2,275,653豪ドル、10,558,186豪ドルであった。

2013年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ6,993加ドル、98,613加ドル、139,724加ドルであった。

2013年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ79,597NZドル、971,151NZドル、3,979,826NZドルであった。

(後 略)

訂正後

（前 略）

管理報酬、投資運用報酬および代行協会員報酬

（中 略）

投資運用会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資運用報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資運用報酬の総額は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額をもとに、以下のように計算される。

（中 略）

投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

代行協会員は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額の年率0.63%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

2013年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬はそれぞれ53,104米ドル、557,347米ドル、1,062,108米ドルであった。

2013年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬はそれぞれ211,168豪ドル、2,275,653豪ドル、10,558,186豪ドルであった。

2013年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬はそれぞれ6,993加ドル、98,613加ドル、139,724加ドルであった。

2013年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬はそれぞれ79,597NZドル、971,151NZドル、3,979,826NZドルであった。

（後 略）

(5) 課税上の取扱い

訂正前

平成26年4月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後 略）

訂正後

平成26年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後 略）

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

(a) 海外における買戻し手続等

訂正前

（前 略）

各営業日に適用される買戻価格は、当該営業日の営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された買戻価格を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に買戻価格を決定することができる。ただし、当該再評価は買戻代金が支払われる営業日前になされ告知され、かつ当該再評価は当該営業日に受領されたすべての買戻請求に適用されるものとする。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

買戻価格は、買戻しの日に適用されるファンド証券の純資産価格によって、購入時に支払われた価格を上回るか、または下回ることもある。

買戻代金の支払いは、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで、買戻請求が受領された営業日の翌営業日に(券面が発行されている場合、当該券面の受領を条件として)行われる。買戻されるファンド証券についての発生済の未払い分配金は、買戻代金の支払いと同時に支払われる。

訂正後

（前 略）

各営業日に適用される買戻価格は、当該営業日のルクセンブルグにおける営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された買戻価格を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に買戻価格を決定することができる。ただし、当該再評価は買戻代金が支払われる営業日前になされ告知され、かつ当該再評価は当該営業日に受領されたすべての買戻請求に適用されるものとする。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻請求後遅滞なく行うことができるようにするため、各ファンドにおいてファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

買戻価格は、買戻しの日に適用されるファンド証券の純資産価格によって、購入時に支払われた価格を上回るか、または下回ることもある。

買戻代金の支払いは、参照通貨で、買戻請求が受領された営業日の翌営業日に(券面が発行されている場合、当該券面の受領を条件として)行われる。買戻されるファンド証券についての発生済の未払い分配金は、買戻代金の支払いと同時に支払われる。

管理会社は、流動性管理システムを利用し、ファンドの流動性リスクを監視し、ファンドのため受益者の要求に応じ随時ファンド証券を買い戻す義務を満たすことができるようファンドのポートフォリオの流動性を通常確保する手続を整備している。

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価格の計算

訂正前

(前 略)

各ファンドの純資産価格は管理会社の取締役、授権された役員または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとする。

直近の各ファンドの純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

訂正後

(前 略)

各ファンドの純資産価格は管理会社の取締役、授権された役員または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとする。

場合により、評価が困難な資産を評価する方法および2013年法第17条に基づく外部評価者の任命を含む、ファンドの評価手続に関するおよびファンド資産評価のための価格設定方法論の追加的情報は、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

直近の各ファンドの純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

(5) その他

訂正前

(前 略)

ファンドの解散

(中 略)

ルクセンブルグの法律に従い、清算手続終了時に払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手取金は、ルクセンブルグの供託機関に時効期間経過まで保管される。

(中 略)

(4) 関係法人との契約の更改等に関する手続

— 保管契約

(中 略)

— 投資信託業務契約

(中 略)

— 投資顧問契約

管理会社が顧問会社に、または顧問会社が管理会社に書面による事前の通知を少なくとも3か月（かかる期間は当事者の合意により、短縮できる。）前までに発することにより解約されるまで有効であるものとする。

(中 略)

— 代行証券会社契約

(中 略)

__ 受益証券販売・買戻契約

(後 略)

訂正後

(前 略)

ファンドの解散

(中 略)

ルクセンブルグの法律に従い、清算手続終了時に払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手
取金は、ルクセンブルグの供託機関に時効期間経過まで保管される。

(中 略)

__ 関係法人との契約更改等に関する手続

(a) 保管契約

(中 略)

(b) 中央管理事務契約

(中 略)

(c) 投資運用契約

管理会社が投資運用会社に、または投資運用会社が管理会社に書面による事前の通知を少なくとも3か
月（かかる期間は当事者の合意により、短縮できる。）前までに発することにより解約されるまで有効で
あるものとする。

(中 略)

(d) 代行証券会社契約

(中 略)

(e) 受益証券販売・買戻契約

(後 略)

5 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

訂正前

（前 略）

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じせしめた事由発生日の5年後に失効する。

訂正後

（前 略）

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じせしめた事由発生日の5年後に失効する。

受益者は、管理会社が随時任命する投資運用会社または副投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、所在地事務代行会社、支払事務代行会社、トラストの監査人またはトラストまたは管理会社のその他のサービス提供会社に対して直接的な契約上の権利を有しない。2010年法および2013年法に基づき、受益者に対する保管受託銀行の責任は、管理会社を通じて追及される。管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領してから3ヶ月以内に行為しない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に追及することができる。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(2) 管理会社の機構

訂正前

(前 略)

投資顧問会社は、管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

訂正後

(前 略)

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

(3) 役員および従業員の状況

訂正前

(提出日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
高橋 寿 幸	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、取締役
フランチェスカ・ジッリ (Francesca Gigli)	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、取締役
ジョン・ピエール・ヘッティンガー (John Pierre Hettinger)	取締役 会長	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、取締役
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、パートナー

(注) 上記役員以外に、2名の従業員がいる。

訂正後

(提出日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
高橋 寿 幸	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、 <u>デピュティ・マネージング・ディレクター</u>
フランチェスカ・ジッリ (Francesca Gigli)	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、 <u>マネージング・ディレクター</u>
ジョン・ピエール・ヘッティンガー (John Pierre Hettinger)	取締役 会長	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、外部取締役
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、パートナー

(注) 上記役員以外に、6名の従業員がいる。

4 利害関係人との取引制限

訂正前

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、トラストまたは各ファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたは各ファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行為する義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

訂正後

管理会社、投資運用会社、所在地事務・管理事務・支払事務、登録・名義書換事務代行会社および保管受託銀行は、トラストまたは各ファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたは各ファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行為する義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

訂正前

- 1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資顧問会社」)
(Nikko Asset Management Europe Ltd)
(後 略)

訂正後

- 1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資運用会社」)
(Nikko Asset Management Europe Ltd)
(中 略)

2 関係業務の概要

訂正前

- 1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資顧問会社」)
(Nikko Asset Management Europe Ltd)
管理会社との投資顧問契約に基づき、トラストの資産の投資顧問業務を行う。
- 2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)
(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)
管理会社との契約に基づき、トラストの資産の保管業務を行う。また、ファンドの所在地事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社であり、ファンド証券の発行、買戻し、転換、登録・名義書換、分配金支払ならびに純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務を行う。
- 3 S M B C日興証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
(後 略)

訂正後

- 1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資運用会社」)
(Nikko Asset Management Europe Ltd)
管理会社との投資運用契約に基づき、トラストの資産の投資運用業務を行う。

- 2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)
(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)
保管受託銀行の主な義務は、以下のとおりである。
 - a) 保管可能な各ファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保管のできない資産の記録保持（この場合、保管受託銀行がその所有権を確認しなければならない。）。
 - b) ファンドのキャッシュ・フローが適切に把握されるよう確保し、特に、ファンド証券の申込みをもって受益者により、またはこれのために行われるすべての支払を受領済みであり、ファンドのすべての現金が、保管受託銀行による把握および照合確認が可能である現金勘定に計上されるよう確保すること。
 - c) ファンド証券の発行、買戻しおよび消却が、適用ある法律および約款に基づき遂行されるよう確保すること。
 - d) いずれのファンド証券の評価額も、適用ある法律、約款および評価手順に基づき算定されるよう確保すること。
 - e) 管理会社による指示を遂行すること（ただし、当該指示が適用ある法律または約款に抵触する場合を除く。）。
 - f) ファンドの資産を伴う取引において、通常の期限内に、対価を当該ファンドに送金するよう確保すること。
 - g) ファンドの収益が、適用ある法律および約款に基づき充当されるよう確保すること。
上記第(a)項に記載される保管に係る保管受託銀行の業務に関し、および保管される金融商品（2013年法第1条第51項で定義される。）のみに関し、保管受託銀行は、2013年法に従い、保管受託銀行またはこれにより資産保管サービスの委託を受けている委託先（以下「副保管受託銀行」という。）が保管する当該金融商品の損失について受益者に責任を負うものとする。ただし、かかる責任が、2013年法第19条第11項および第19条第13項に従って副保管受託銀行に契約上委譲された範囲のものである場合は、この限りでない。
保管受託銀行は、副保管受託銀行に対し、2013年法に基づき委託することが許容される機能のみを委託し、また、かかる委託に関し、保管受託銀行は、各副保管受託銀行の選定およびその継続的なモニターに際して2013年法にあるデュー・ディリジェンスおよび監督要件に従うものとする。

ある特定の法域において、当該法域の法律における法的制約により、いずれの副保管受託銀行も、2013年法の委託要件を充足することができないと保管受託銀行が確認した場合に、管理会社は、受益者が投資を行う前に適式にその旨通知されることを確保し、かつ、管理会社の合理的な意見の下、当該委託を正当なものとする状況を受益者に説明するものとする。管理会社はまた、受益者が既にファンドへの投資を行った後に、副保管受託銀行が2013年法の委託要件を充足することができない場合、自らの合理的な意見の下、関連する法律における法的制約および当該委託を正当なものとする状況が受益者に通知されるよう確保するものとする。

副保管受託銀行に関するかかる情報は、その任命を必要とする投資が行われる前に、受益者に通知されるものとする。

副保管受託銀行は、自らの機能を再委託することが許容される範囲で、これにより2013年法に基づく自らの責任に影響しない場合に限り再委託を行うことができる。

管理会社は、受益者に対し、保管受託銀行が2013年法第19条第11項および第19条第13項の規定に従って副保管受託銀行と締結している、契約上の債務免除に係る取決めに通知するものとする。任命される副保管受託銀行の一覧表および契約上の債務免除に係る取決めの説明は、常に最新に保ち、受益者が管理会社の登記上の事務所で入手できるものとする。

保管受託銀行は、当該ファンドおよび/または受益者が被った他の損失について、特に当該損失が、保管受託銀行による2013年法に基づく自らの債務の適切な遂行の過失または故意による不履行により生じたものである場合、ファンドおよび受益者に責任を負うことがある。

保管受託銀行と副保管受託銀行の間に生じた利益相反の詳細は、管理会社の登録事務所において入手可能である。

S M B C日興ルクセンブルク銀行は、トラストの支払事務代行会社（以下「支払事務代行会社」という。）としても行為する。

所在地事務代行会社（以下「所在地事務代行会社」という。）、管理事務代行会社（以下「管理事務代行会社」という。）および登録・名義書換事務代行会社（以下「登録・名義書換事務代行会社」という。）としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行は、ルクセンブルグの法律によって要求される全般的な事務業務およびファンド証券の発行、買戻しおよび転換の手続、ファンド証券の純資産価額（下記に定義される。）の計算ならびに会計記録の維持に管理責任を負う。

3 S M B C日興証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(後 略)

[前へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2014年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2014年5月26日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 26, 2014

KPMG Luxembourg S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。